三　移動の禁止は、前号に該当しない場合に次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ　第一号ロの被害を防ぐために実効的かつ安全な場所として、留置きの場所を指定すること。

ロ　必要な範囲で、留置き期間中の拡散防止のための措置を指示すること。

ハ　第一号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、禁止期間を明示すること。

２　前項の規定は、法第二十四条の五第四項において準用する法第二十四条の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準について準用する。この場合において、前項中「法第二十四条の二第一項」とあるのは「法第二十四条の五第一項」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替えるものとする。

（消毒又は廃棄の命令の基準）

第二十九条の六　法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の命令の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、存在、付着又は混入が確認された輸入品等、土地又は施設の種類に応じ、可能な限り速やかに、かつ、効果的に当該特定外来生物又は未判定外来生物を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

２　前項の規定は、法第二十四条の五第四項において準用する法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の命令の基準について準用する。この場合において、前項中「特定外来生物又は未判定外来生物」とあるのは「要緊急対処特定外来生物」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替えるものとする。

（証明書）

第三十一条　法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

一　植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣保護管理法又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

二～四　（略）

（権限の委任）

第三十六条　法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）及び*Micropterus salmoides*（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第十号、第十一号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十二号から第十七号まで、第二十五号（第二十三条第二項に規定する権限に限る。）、第三十号から第三十二号までに掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四　（略）

五　法第十一条第一項に規定する権限（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号。以下「令和四年改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十一条第二項の規定による公示をした同条第一項の規定による防除に係る権限を含む。）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（消毒又は廃棄の基準）

第二十九条の四　法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、存在、付着又は混入が確認された輸入品等、土地又は施設の種類に応じ、可能な限り速やかに、かつ、確実に当該特定外来生物又は未判定外来生物を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

（新設）

（証明書）

第三十一条　法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

一　植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であって、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

二～四　（略）

（権限の委任）

第三十六条　法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）及び*Micropterus salmoides*（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第八号、第九号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十号、第十八号及び第十九号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四　（略）

五　法第十一条第一項に規定する権限